

第 85 回 草津市障害児（者）自立支援協議会 定例会議 次第

令和 4 年 11 月 16 日（水） 草津市役所 2 階特大会議室
午前 9：30～11：30

開会 (9:30～)

1. 前回の自立支援協議会(障害者支援と災害対策)の終了後アンケート結果
2. 部会・プロジェクト・機関や団体の活動報告
 - 基幹相談支援CD事業（市委託事業）・相談支援部会・子ども支援部会・放課後等デイサービス等
 - 新しい事業所の紹介及び、新規事業の説明
 - ・ポピンス障がい児相談支援事業所(新規加入)
 - ・事業所からの情報発信・・・資料配布
3. テーマ「障害児(者)の虐待防止について」 (9:45～10:15)
 - (1) 話題提供者 ・基幹相談支援コーディネーター
・障害福祉課
 - 内容 ・障害者虐待防止法について
・草津市の障害者虐待の発生状況 等
 - 質疑応答
 - (2) 事例検討（グループワーク） 約5人ごとのグループ (10:20～11:20)
テーマ 「障害者福祉施設での虐待の予防」
 - ・これって虐待なの？
 - ・このようなことを発見したらどう対応したらよいか。
 - ・日頃からの職場全体で再発予防・改善に向けてどのような行動が必要か？
 - ・まとめ
 - (3) 予防対策のためのコンサルテーションの活用 (11:20～11:30)
滋賀県発達障害者支援センター

閉会

(次回案内)

令和 4 年度 草津市障害児(者)自立支援協議会の今後の日程 (案)

- ① 令和 4 年 1 月 20 日（金） 9：30～11：30（研修会） 草津市役所 8 階 大会議室
テーマ：「(案) 地域生活支援拠点等事業について、甲賀圏域の取り組みを学ぶ」
- ② 令和 5 年 3 月 20 日（月） 9：30～11：30（定例会議） 草津市役所 8 階 大会議室

感想、意見・質問の集約

(1) 災害時要援護登録者制度に関する質疑に対して（市危機管理課に確認したこと）

- 緊急連絡先として地域の知り合いの人の電話番号の欄があり、私はその箇所が埋められないので、登録はしたかったのですが提出できませんでした。

○市危機管理課からのコメント

その項目（電話番号の記入）がなくても一応対応できます。

知り合いがいない場合は、リストを受け取った町内会で支援者をつなぐ動きとなります。（自治会によって違いもあります。）

最初は知り合いが無い状態でも、これをきっかけに日常的な付き合いを深めていただき、支援者を作ってほしいところです。

- 町内の障害者に対しての情報や声掛けなどのリストは開示されることはなく、指示もありませんでした。地域における障害者、特に一人暮らしの障害のある方についての災害時の備えや避難へのサポートなどが課題であると感じました。地域と障害のある方との繋がりが、かなりうすく災害時、障害のある方が取り残されるのでは？という不安さえあります。

○市危機管理課からのコメント

75歳以上の高齢者と要支援介護者は健康福祉政策課が名簿を作成し、危機管理課から町内会にお渡ししていますので、自治会で支援の体制を組むなどの対応をしておられるようです。障害者の場合、以前、新規の対象者の方への訪問リストに基づいてご案内の訪問をしたところ、「民生委員に知られたくない」という方がおられ、トラブルになった事例がありました。その後、障害の方は障害福祉課から直接、障害者の手帳を生じている方に郵送で案内しています。

(2) 要望や課題と思われること

- ・地域で孤立している人のための援護を考えていただきたいと思います。
- ・特に車いすに対応できない小規模避難所と大規模避難所、福祉避難所との連携は必要であるが、どの避難所も車いす等に対応できる体制（スロープ・ブルーシートを敷くなど。介助人員含む）を早いうちに整えてほしい。
- ・今までのような防災対策ではなく、日々考えて改善していくことが大切と感じた。今回の講義を聞いていても市とのそもそもの考え方の違いが大きいと感じた。これを埋めていくために、まずは身近なところで話しをすすめたいと思います。
- ・台風時にも避難された高齢者の方もいますが、避難先の職員さんの対応が良くないとききました。もし、その場に障害の方がいたら対応はどのようなのでしょうか？安全を求めて避難されていても、対応がしっかりしていないと避難できないと思います。
- ・避難するかしないかは個人の判断ともいわれましたが、独居も障害者とその判断を的確できるかどうかは疑問です。

視点 『キーワード』からも浮かび上がる障害者のニード

★「リスト（化）」 **「私って登録されているの？ 安心していいの？」**

- ・「リスト化されていない人もいるのでは？」

障害者のリスト化とその取扱いに課題もある。

- ・登録の方法や記入の仕方についての周知・支援が必要。

★「避難（所）」： **「必然的な配慮。これがないとダメなんです！」**

- ・障害者への情報発信や通知は、配慮や工夫が必要。

- ・避難所の在り方・運営は、障害特性などに対応できるようにする。

（例：車いすの方、集合・集団が苦手な方、設備品、介護者等）

★「準備」 **「日頃からのつながり作り！」**

- ・災害時の支援は身近な人の救助が、大きな役割を果たす。

- ・つながりの方法の模索。

1. 今回の議題についての意見、質問などについて

(1) 災害時要援護登録者制度に関すること

- ・精神障害者家族会からの意見です。災害時要援護者登録制度について、その用紙を福祉事業所にも頂きたいという質問がありました。私も同感です。
また、その用紙の項目に、緊急連絡先として地域の知り合いの人の電話番号の欄があり、私はその箇所が埋められないので、登録はしたかったのですが提出できませんでした。精神障害者の家族や一人暮らしの当事者は、地域の中で孤立している方が多いです。知的や身体障害者なら民生委員さんにリストアップされていますが、その制度もなく地域の中で知られずに暮らしている方がほとんどです。要援護登録制度はいい取り組みだと思いますが、地域に知り合いがいる人は地域で援護を受けることもできます。地域で孤立している人のための援護を考えていただきたいと思います。
- ・災害時要援護者制度の申請書類の中に、避難支援者を記入しなければいけません。重い障害のある者の家族として、近所で親しくしている方に、その方も被災者であるため依頼しにくい。障害者は民生委員との繋がりもないことが多いため、支援者の人の名前をあげにくいです。この項目が記入できないが故、申請できない方もおられます。
- ・要援護者申請は一度出したらそのままなので、児童の場合は更新しないといけないと思う。

(2) 避難誘導方法・避難所・ハザードマップについて

- ・先日の台風14号の際、草津市は早い段階で避難レベル3を出し、まちづくりセンターを開設していただきました。地域の町内の町役をやっている関係上、独居の高齢者については、町もリストをあげ把握されており、避難所開設のお知らせと不安な時は避難所へという案内を対面ですらう、町内会長の指示があり、町役として対応しました。
しかし、町内の障害者に対しての情報や声掛けなどのリストは開示されることはなく、指示もありませんでした。地域における障害者、特に一人暮らしの障害のある方についての災害時の備えや避難へのサポートなどが課題であると感じました。地域と障害のある方との繋がりが、かなりうすく災害時、障害のある方が取り残されるのでは？という不安さもあります。また、本会にて検討いただきたいと思いました。
- ・先日の台風の際、緊急メールが発信された。障害のある方はみな驚かれ、不安になったと思われる。通知の表現は工夫が必要かもしれない。移動しやすいうちに避難するのがベストではあるが、全戸に対する避難メールでは、なかなか判断が難しい。自宅にいる方が安全かどうか・・・。
ハザードマップを日頃からみておくこと（支援者・当事者ともに）。
避難所の確認などを意識しておかないといけない。特に車いすに対応できない小規模避難所と大規模避難所、福祉避難所との連携は必要であるが、どの避難所も車いす等に対応できる体制（スロープ・ブルーシートを敷くなど。介助人員含む）を早いうちに整えてほしい。
- ・今週の台風時にも避難された高齢者の方もいますが、避難先の職員さんの対応が良くないとききました。もし、その場に障害の方がいたら対応はどうなるのでしょうか？安全を求めて避難されていても、対応がしっかりしていないと避難できないと思います。
- ・避難するかしないかは個人の判断ともいわれましたが、独居も障害者がその判断を的確できるかどうかは疑問です。

(3) 個別避難計画について

- ・滋賀モデルの情報など、大変参考になりました。
- ・個別に支援計画を配布されているようですが、施設内の利用者に聞いてもみんな知らないと言われ

ました。改めて選定と支援計画の周知方法を検討してほしい。

(4) 障害者支援と災害対策への全体の意見

- ・わかりやすかった。
- ・大変参考になった。
- ・災害に関する制度や取り組みについて学ぶことができてよかった。障害福祉と関わる視点を教えて頂いたので、関係機関と一緒に考えていきたい。
- ・アンケートが事前にあったので、当日はもう少しスムーズな回答方法があればより良かったと思う。
- ・P8 防災に関するアンケートについては、一問一答が長く感じられた。書面にてQ&Aにすれば見てわかるとを感じる。
- ・障害と地域のつながりをどのように作っていくのか？「共助」のための備えを考えるべきだと思う。
- ・様々な意見が聞けてよかった。今までのような防災対策ではなく、日々考えて改善していくことが大切と感じた。今回の講義を聴いていても市とのそもそもの考え方の違いが大きいと感じた。これを埋めていくために、まずは身近なところで話しをすすめたいと思います。
- ・目標や指針、いつまでに何をする課題、解決しなければいけないこと等、もう少しセグメントを狭くした明確な「活動目的」をかかげれば、みな業務内容（相談員・通所・GH など）が違う中で、ビジョンを合わせやすく、ある意味活性化すると思います。
- ・相談支援とは？生活介護とは？居宅介護とか？など各サービスの内容を、ひとつの事業所を例として一日の取り組みを発表するなど、具体的に説明してもらうのもよいのではないか。
- ・事業所で避難訓練は行っている。地域ごとの大規模な訓練はできないのでしょうか。
- ・国の制度、市の制度の管理も必要かも。
- ・あまり、重点が理解できませんでした。一番に何を伝えたいのかが分からないままでした。

2. 自立支援協議会の運営等、全体的なことでの意見について

- ・びわこ薬剤師会さんの取り組み、ぜひ活用したいです。
- ・当施設と関わりが深そうな部会等に参加したいと考えているが、どうしたらいいかわかりにくい。紹介してほしい。（してもらえると参加しやすい）
- ・社会資源の検索ができるようになりよかった。
- ・いつも内容が工夫されていて、大変勉強になった。
- ・各福祉部にて、困っていること等を話ができる場（連携できる場）がほしい。様々な分野の方々が来ているのもっと話がしたい。

3. その他、気づいた点について

- ・後半、周りを見ても下を見たり、寝ている人もいたので、さらによりよい会議にしてほしい。
- ・もし可能なら、メンタルヘルスの研修をしてほしい。以前、自殺予防研修を受けた時、支援者自身のメンタル（生きる姿勢）についてもお話いただき、自分の肩の力が抜け、軽くなった。（とても良い講師でした）もっと言えば、自立支援協議会に集う人たち（同士）が仲間であるという意識が生まれるような心をもみほぐす研修があれば・・・。

令和4年度 障害福祉課題別懇談会

【課題別懇談会実施の目的】

障害福祉の対象となる範囲は幅広く、乳幼児期から高齢期に至るライフステージや、知的障害、精神障害、身体障害、難病、発達障害など障害の種別や状態によっても過ごしの現状や、抱える課題もさまざまである。

一方、自立支援協議会のあるべき姿として、それぞれの課題解決に向けた取り組みが我が事として実感できるものになることが重要である。そこで同じような環境や抱えている課題の似た障害の当事者や家族、支援者が集まって意見交換を行うことで自立支援協議会がその解決に向けたものとなることを目指す。

【草津市障害児(者)自立支援協議会の背景】

草津市障害児(者)自立支援協議会の課題別に継続して深く検討や議論する部会やプロジェクト会議は2部会、2プロジェクトである。しかし、相談支援部会では重度心身障害児者の入浴の機会の不足の事例が報告されたり、強度行動障害の方への行動援護の利用の制限、生活介護施設での本人の特性に応じたより良い支援の提供の課題、放課後等デイサービス事業所の増加による各事業所の連携強化、精神障害者の一人暮らしを支える住まいの確保の課題、日中支援型グループホームでの過ごしの現状の把握など継続して深く検討を要する課題が山積している。よって、その目的を達成するために自立支援協議会での検討の場を設定する必要がある。

➡次年度以降の取り組みとして、部会化や必要に応じたプロジェクト化または懇談会実施の検討

【令和4年度の取り組み】草津市自立支援協議会×基幹
課題別懇談会の予定

- ① 就労（障害者の就労支援の現状と課題）・・・就労の関係者の懇談会(任意)に参加
- ② 精神（精神障害者の地域移行や居住支援）➡調整中
- ③ 放課後等デイサービス（障害児の支援と個別支援）・・・7月に懇談会に参加
- ④ 施設連協（多くの多機能な施設の集合体と自立支援協議会との連携）
- ⑤ 重心（入浴の機会の確保）・・・8月25日に実施
- ⑥ 発達障害（重い知的障害を伴わない軽度の発達障害の方の課題、重い知的障害を伴う強度行動障害の方への虐待等不適切な支援の減少）・・・9月5日、27日に実施

【懇談会の参加者】

初回は支援者を中心に懇談

今後、当事者や家族の参加を得て懇談を継続の予定

【課題と思われる事項】

- 重度心身障害児(者)の支援者懇談会** 8月25日(木)午前10:00~11:30
参加者:生活介護の職員、相談支援の相談員

【想定される課題や話題】

- ・乳幼児期から学齢期、成人期における発達保証のための日中活動の場の確保
- ・在宅介護サポート体制
- ・入浴支援の現状の共有…継続した検討が必要。

- ・医療との連携・・・児童、高齢期・終末期の医療依存が高くなる。
- ・親亡き後、介護者の病気など緊急時に対応する資源の現状
- ・災害時の対応
- ・介護者家族支援 等

●発達障害者（重度の知的障害を伴わない）の支援者懇談会 9月5日（月）午前10:00～11:30
参加者：県発達障害者支援センター、放課後等デイサービスの職員、草津養護学校進路部、りらく、就労移行支援事業所、孤立化防止事業支援者、相談支援の相談員

【想定される課題や話題】

- ・発達障害者の子ども時代からの発達支援ノートの活用や障害理解（ノートの活用）
- ・学校や職場での無理解・いじめや不適合
- ・日中活動の場の確保・遊びや学習の保証
- ・親の子育ての悩み
- ・就労先でのトラブル対応・職場理解
- ・ひきこもりへの対応
- ・発達障害の人の相談場所のつなぎ
- ・災害時の対応
- ・介護者家族支援

●重度の発達障害者（強度行動障害等の方の支援を含む）の支援者懇談会 9月27日（火）
午後1:00～2:30

参加者：県発達障害者支援センター、生活介護の職員、行動援護のヘルパー、草津養護学校進路部、相談支援の相談員

【想定される課題や話題】

- ・強度行動障害の子どもの支援や家庭を支援するサービスの状況
- ・学齢期の日中活動の場の確保・遊びや学習の保証
- ・強度行動障害の方への行動援護の工夫の仕方
- ・虐待予防の対応や専門的支援の共有化
- ・支援者への支援（専門性の向上）
- ・日中活動の場・生活介護とのマッチング
- ・親亡き後、緊急時の支援の資源の現状
- ・災害時の対応
- ・介護者家族支援

令和4年度 課題別懇談会のまとめ

●重心の支援者懇談会

- ・卒業後の過ごしの方の確保と、その利用提供時間。
生活介護の利用時間は学校送迎時間よりも短くなり、遅く出て早く帰ってくる。
家族の就労支援 日中一時支援と放課後等デイサービスの切り替え。他市の例：日中一時支援事業と放課後等デイサービスの両方の事業の提供の事業所の拡大。課題は報酬額の違いと職員確保。
- ・入浴の機会の確保。多様な入浴サービスの拡大やその方法。入浴プロジェクトでの検討

- ・重心の対象者の増加によって、生活介護ピアーズやかなえを利用できない時期が来るかもしれない。利用対象者の対応シュミレーションと自立支援協議会としての対応の共有
- ・早い目に対応する体制

●重い知的障害を伴わない発達障害の支援者懇談会

- ・ライフステージをまたいでその支援者をしている人たちがこじんまりと話ができて、多方面からの意見が聞けてよかった。
- ・発達障害者支援法ができてテレビ等様々な媒体でも放送されているし、これだけ啓発や支援者支援を行ってきたが基本的な部分で行きわたっていないなど感じるがあった。
- ・一つは情報の伝達方法と、支援者でも支援のベースが整っていないということが分かった。
- ・今後、市民が情報不足の中でどのようなデメリットがあって不都合を受けているのかを具体的に把握して解決する方法を見つける。
- ・発達障害の事で困ったらとりあえずどこに問い合わせ、紹介してもらえる場所を周知する。県発達の役割として発達障害者の方に支援するときの基本的なマナー等を支援者の中で作ることも役割かなと思った。

●行動障害など重い知的障害を持つ発達障害の支援者懇談会

- ・強度行動障害者の支援は強行研修を受けたからといって対応できない。もっと普段の支援で目の前の対象者にどう対応するか、現場で経験の浅い支援者の相談に対応することが重要。
- ・事例検討をしたり、その時に出張コンサルテーション、アドバイザーなどを活用して、今の事業所で抱えているケースを検討する機会をもつ。
- ・虐待予防も、日々の中でうまく行かない支援のストレスの緩和が大切。例えば外部の講師を迎えて研修をサポートする制度を作るとか、一人で抱え込まない体制を作ろう。
- ・人材育成と職場の人間関係の風通しが大切。支援者側も余裕がないとよい支援はできない。相談支援も生活介護で事業所には行くが、居宅へも出向き現場を共有する等取り組みたい。
- ・人材確保や人材の育成には費用と時間がかかる。県や市の補助金の3年の限定的な補助ではなく、継続的な補助制度を希望する。
- ・支援の工夫や成功体験や各事業所の実践例を自立支援協議会で共有できたらよい。
- ・圏域のサービス調整会議の行動障害ネットは大きい組織。もっとこじんまり、気やすくやりとりができる場所として、年数回集まって学習会を開催し、そこに行動障害を支援する新人が研修の機会にもできる。
- ・今困っているというケースの支援だけでなく、小学校、中学校の支援者との交流の場所として、放課後等デイサービスも研修の機会として活用できる場所に。
- ・フォローアップ研修や、コンサルテーション事業など用途に応じて職場全員が研修を受けるよう、事業の紹介など自立支援協議会で発信してほしい。

草津市自立支援協議会 部会・プロジェクト活動報告

部会・PJ名	相談支援部会	報告者	小林
部会長	小林（大地）		
副部会長	中原氏（わかたけ）・藤澤氏（ほっとココ）		
参加機関	風、歩歩、大地、わかたけ、ディフェンス、クロスロード、おひさまハウス、スマイル空、アザレア、草津市発達支援センター、草津市障害福祉課、基幹コーディネーター、ほっとココ、はたらこっと、ほえーる		
事務局	基幹相談支援コーディネーター（寺嶋氏）		
活 動 報 告			
今年度のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の思いに沿った質の高いサービス等利用計画等の作成を目指し、研鑽する ●他機関との連携や相互協力が活発に行えるよう情報共有 ●地域課題の共有と検討 		
回数	開催日時	概 要	参加数
第4回	令和4年 9月22日 13時30分 ～ 15時30分	<p>【テーマ】 障害者虐待の防止</p> <p>【会 場】 草津市障害者福祉センター</p> <p>【内 容】 特定非営利活動法人あさがお井関氏に虐待防止法以前の状況から法律ができるまでの経緯を説明してもらい、法律の目的を共有。明らかな虐待だけでなく、虐待につながっていく可能性のある不適切支援とは何か、気になることがあればまず当事者の居住地の虐待防止センターに相談することを確認した。</p>	機関数 9 人数 14名

部会・PJ名	子ども支援部会 (障害児相談支援体制検討プロジェクト)		報告者	倉田
PJリーダー	園田氏(草津市心身障害児者連絡協議会)			
副リーダー	中村氏(おひさまはうす)			
参加機関	(コアメンバー) 障害者福祉センター、おひさまはうす、障害福祉課、発達支援センター			
事務局	障害者福祉センター、発達支援センター			
活動報告				
R4年度の ねらい	・児童の相談支援体制の現状、課題、今後の対応について協議 ・事務局が児童の相談状況を共通理解するためコアメンバーによる会議を実施			
回数	日時	概要	参加数	
第1回	8月31日 (10時～11時半)	【テーマ】プロジェクトの実施に向けて協議 【会場】おひさまはうす 【内容】リーダー、副リーダーの選定 児童の相談支援の特徴・プロジェクトのメンバー、内容	機関数4 人数6	
第2回	10月20日 (9時半～11時半)	【テーマ】発達支援センターの事業から児童の相談支援について 共通理解する 【会場】障害者福祉センター 【内容】▶児童発達支援センターの業務 (児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援) ▶一般的相談(乳幼児期から成人期) ▶障害児通所支援の支給決定	機関数4 人数6	
第3回	12月21日 (9時半～11時半)	【テーマ】発達支援センターの事業から児童の相談支援について 共通理解する 【会場】障害者福祉センター 【内容】発達支援センターの一般的な相談業務(就学前、学齢期) の体制、現状、課題等	機関数4 人数6	

草津市放課後等デイサービスの取り組み

◆放課後等デイサービス事業所説明会

【開催日時】10月3日 9時～12時20分(草津市役所2階特大会議室)

市民を対象に制度説明や事業所とサービス内容について質疑応答の機会を設け、サービスにかかる情報提供の機会とする。47名の保護者参加

◆第3回研修検討会議と連絡会

【開催日時】10月11日 9時半～11時半(草津市役所2階特大会議室)

9月20日実施の第2回研修会の振り返りと次年度の検討・事業所説明会の振り返り

◆第5回情報交換交流会(予定)

【開催日時】11月18日 10時～11時半(草津市役所2階特大会議室)

日頃の事業所運営やサービス提供等について意見交換

草津市障害児(者)自立支援協議会第85回定例会 令和4年11月16日(水)

障害者虐待 の 防止



注)資料は特定非営利活動法人あさがおさんに了解を得て転用しました。

本日の話題提供者



基幹相談支援センター

- 障害者虐待防止の啓発や研修会の開催
- 事例発生時から終結に向かうまでの間の相談支援活動

障害福祉課：障害者虐待防止センター

- 草津市の障害者虐待に関する通報及び相談の窓口となる機関

障害者虐待



●障害者虐待について

- ・残念ながら発覚数は増えている。
- ・被害の対象に圧倒的に知的障害の方が多い。
- ・自分から「こういうことはしてほしくない。」「やめてほしい」
自分から「いやだ」などと言にくい人。



●障害のある方の『権利を擁護』する。

「障害のある方が人として当たり前前に尊重されなければならない。」

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

所在 場所 年齢	在宅 (養護 者・ 保護 者)	福祉施設					企業	学校 病院 保育所	
		<障害者自立支援法>		<介護保険法>	<児童福祉法>				
		障害福祉 サービス事業所 入所系、日中系、 訪問系、GH等 含む	一般相談支援 事業所又は 特定相談支援 事業所	高齢者 施設	障害児通所支 援事業所 児童発達支援、 放課後等デイ 等	障害児入 所 施設等(注 1)			障害児相談 支援事業所
18歳未 満	児童虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (都道府県) ※被虐待者 支援は、障 害者虐待防 止法も適用	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行 使 都道府県 市町村	障害者虐待 防止法 ・適切な権限 行使 都道府県 市町村	高齢者 施設	障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限 行使 都道府県 市町村	児童福祉法 ・適切な権限 行使 (都道府県)	障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限 行使 都道府県 市町村	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限 行使 (都道府 県 労働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的 防止 措置 (施設 長)
18歳以 上 65歳未 満	障害者虐待 防止法 ・被虐待者 支援(市町 村)			高齢者虐待 防止法 特定疾病40歳 以上の若年高 齢者含む。	【20歳まで】 障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限 行使 都道府県 市町村 (注2)	【20歳まで】 児童福祉法 ・適切な権限 行使 (都道府県)			
65歳 以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ・被虐待者 支援(市町 村)			・適切な権限行 使 都道府県 市町村					

障害者虐待防止法の目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

- 虐待に関して国や市などの責務を明確にする
- 安心して暮らす権利を保障する“権利擁護”を目的とする
- 障害者虐待の禁止(虐待防止法3条)

虐待は障害者の尊厳を阻害するものであり、防止が大切

- 養護者への支援 (本人の生活の回復のため)

虐待をしようと思って虐待をしている人は少ない

普段の生活や介護の中にしんどさや困難なことがある

- * 虐待の起こる要因を探り→適切な支援につなげる

【警察ではない→犯罪者探しや罰したりが目的ではない】

障害者虐待の定義

・「障害者」とは、(障害者基本法第2条1項)

身体障害、知的障害、精神障害その他心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある人。

* 障害者手帳の有無は問わない。

・虐待とは

<保護する—保護される>の関係の中で
保護する側の権限・責務の不当な行使

abuse「不適切な」という意味の”ab”に、“use”(使う、用いる)が付いたもの、「不適切な権力の使い方」という意味です。

障害者虐待の定義

・「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

① 養護者による障害者虐待

障害者を現に養護する者／障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの

② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者総合支援法等に規定する福祉サービス等業務に従事する者

③ 使用者による障害者虐待（国及び地方公共団体を除く）

事業主、事業の経営担当者、労働者に関して事業主のために行為をする者

学校、医療機関、官公署等における虐待については3年をめどに検討されたが、障害児者以外の利用もあり、障害児者のみが通報の対象になるのは不公平との意見から含まれなかった。

障害者虐待の5つの類型

1. 身体的虐待
2. 性的虐待
3. 心理的虐待
4. 経済的虐待
5. 放棄・放置（ネグレクト）

※それぞれの虐待の具体的な内容は、この資料の後半のページを参考にご覧ください。

「虐待の判断」の考え方

- ・虐待者(家族・職員)の自覚がなくても虐待
- ・被虐待者(本人・利用者)が言わなくても虐待
(自覚は問わない)

○虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に「障害者のためには必要な指導だ」と不適切な行為を続けている。

早期発見・早期通報

虐待の疑いの段階
で通報義務がある

- 虐待を受けたと思う障害者を発見した者は速やかにこれを市町村に通報しなければならない 【第7条、15条、22条】

第16条 (職員が通報しても)

- * 刑法の秘密漏示罪、守秘義務違反には該当しない
- * 通報をしたことを理由に解雇・不利益な取扱いを受けない。

障害者福祉に関わる職員は

- 早期発見しうる立場にいる
養護者虐待、施設従事者虐待、使用者虐待のいずれ
についても
- 虐待者になってしまう可能性
虐待はどこ、誰にでも起こる可能性があるもの。
虐待の芽に気づき、虐待を防止するように努める。
個人だけでなく組織として虐待防止の取組みが重要。

基幹相談支援コーディネーターから

- 本日の研修では虐待防止法について時間の都合上概略のみのご紹介となりました。
- 各事業所や地域などでの毎年の研修の実施や虐待防止委員会、虐待防止等の責任者の設置などが義務化されています。
- 今後も引き続き研修を開催します。
- また、事業所などでの研修のお手伝いを行いますので、声をかけてください。

資料(ご一読ください)

① 「草津市障害者虐待対応マニュアル」 令和3年4月

通報先や、通報から対応の流れが示されています。
草津市のホームページから検索できます。

② 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 令和4年4月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室

⇒障害者福祉施設従事者による障害者虐待の防止に関する様々な資料が掲載されています。

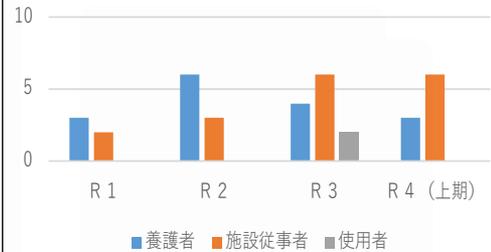
草津市障害者虐待防止センター からの報告

- ・草津市の障害者虐待の現状、
傾向、推移
- ・事例から見える課題や虐待防
止の取り組みのヒント

草津市の障害者虐待件数とその傾向について

虐待通報

虐待通報件数

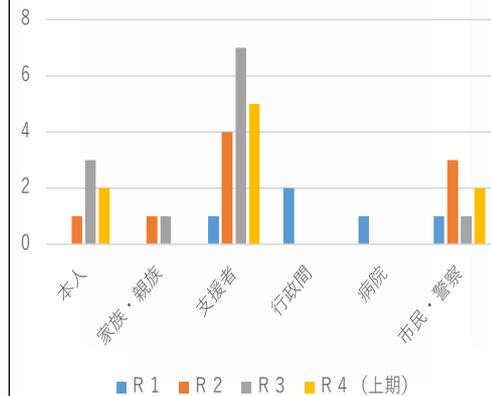


通報件数は年々増加している。特に養護者と施設従事者による虐待通報の割合が、約50%という結果になっている。近年は、施設従事者による虐待通報が多い傾向にある。

通報件数	R 1	R 2	R 3	R 4 (上期)	合計
養護者	3	6	4	3	16
施設従事者	2	3	6	6	17
使用者	0	0	2	0	2
合計	5	9	12	9	35

虐待通報者

虐待通報者

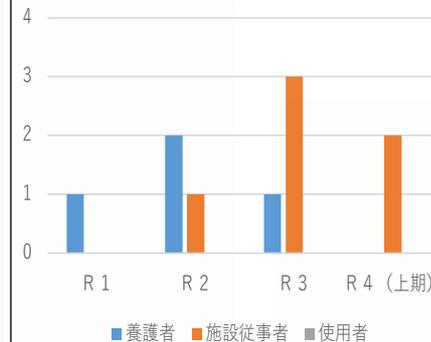


虐待通報については、支援者からの通報が圧倒的に多い。支援者の虐待に関する認識が高い傾向にあると思われる。今後も虐待に関する認識を一層高めてもらえるような啓発等を行い、支援者以外からも通報しやすい環境を整えていきたいと考えている。

虐待通報者	R 1	R 2	R 3	R 4 (上期)	合計
本人	0	1	3	2	6
家族・親族	0	1	1	0	2
支援者	1	4	7	5	17
行政間	2	0	0	0	2
病院	1	0	0	0	1
市民・警察	1	3	1	2	7
合計	5	9	12	9	35

虐待認定

虐待認定件数



虐待認定は、虐待通報が増加していることに比例して増加傾向にある。また、近年の傾向としては、施設従事者による虐待認定が増加している。

【虐待種別R1~R4】

- (身体的) 5件
- (心理的) 2件
- (性的) 1件
- (経済的) 1件
- (放置・放任) 1件

【虐待の主な要因】

(養護者)

- ・養護者の障害理解が乏しい。
- ・養護者が支援をしているが、不適切な支援方法であった。
- ・支援について、支援者からの助言等があっても聞き入れられなく不適切な支援状況が継続した。

(施設従事者)

- ・事業所内で不適切な支援と感じていても具体的な対応が図れていない。
- ・虐待に該当する支援を、職員が虐待の自覚がなく行っている。
- ・事業所内で虐待防止や支援方法を含む人材育成に関する研修が不十分だった。
- ・職員の管理体制を含む事業所の組織体制が不十分であった。

認定件数	R 1	R 2	R 3	R 4 (上期)	合計
養護者	1	2	1	0	4
施設従事者	0	1	3	2	6
使用者	0	0	0	0	0
合計	1	3	4	2	10

草津市の傾向

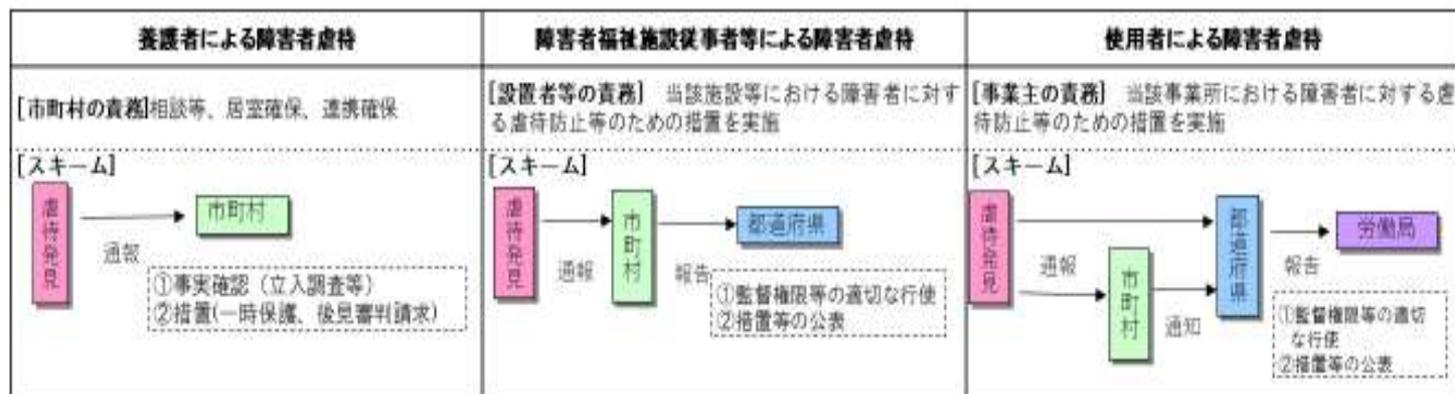
○虐待通報については増加傾向にあり、特に支援者からの通報が多い。令和3年度の法改正により虐待防止の更なる推進に基づき、支援者の虐待に対する認識が高まっていることも一つの要因ではないかと考えている。引き続き、障害児者支援に関するすべての方が、虐待における認識をより深めていただき、早期発見・早期通報に努めていただきたい。

○近年は、施設従事者による虐待通報および認定件数が増えてきている。各事業所においては、虐待が起きにくい仕組みづくりを検討いただき、利用者に対するきめ細やかなアセスメントにより、支援の質の向上に努めていただきたい。

障害者虐待防止施策の概要（ポイント）

1. 虐待通報の流れ

「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付け



※具体的な虐待の対応については、「草津市障害者虐待対応マニュアル」を参照してください。

※虐待通報は、被虐待者の援護主体となる市町村が通報先となります。

2. 障害者虐待防止の更なる推進

令和3年度の障害者総合支援法および児童福祉法の改正ポイント

- (1) 従業者への研修実施（義務化）
- (2) 虐待防止委員会の設置、および委員会での検討結果を従業者に周知徹底（義務化）
- (3) 虐待防止等のための責任者の設置（義務化）

※運営規程への記載が必要

(4) 身体拘束等の適正化の推進

- ① 身体拘束を行う場合、緊急やむを得ない理由やその他必要な事項等を記録すること
- ② 身体拘束等適正化対策検討委員会を定期的に開催、およびその結果を従業者への周知徹底を図る
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針整備
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施

虐待調査から見える課題

1. 養護者による虐待

- (1) 家族の障害理解が希薄している。
- (2) 日常支援に拒否的である。
- (3) 養護者（家族）自身にも他に課題がある。
- (4) 利用者との今後の関係性を考慮して、虐待通報を躊躇してしまう。

2. 施設従事者による虐待

業務実施における組織的な体制等に課題を感じる。

- (1) 虐待防止に関する認識や意識が低い。事業所内に虐待防止マニュアル等があったとしても活用できていない、または他の支援者等に周知ができていない。
- (2) 事業所内での職員間において、コミュニケーションが図りにくい。
- (3) 管理者やサビ管が、管理職としての業務ができていない。
- (4) 職員がストレスをため込んで冷静な対応ができない。
- (5) 支援の質が低い、または支援方法が分からない

虐待防止センター（障害福祉課）からのお願い

（１）虐待に繋がる前に早期発見・早期通報

（２）支援は個人で抱え込まない

養護者も含め、障害者支援にあたる者は、誰もが虐待者になる可能性があると思っておく

（３）事業所として虐待が起きにくい仕組みづくり

職員のストレスケア、支援の統一、課題や情報共有、第三者の目を入れる

（４）障害者に対するアセスメントにより、支援の質の向上に努める

（５）障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引きの活用

以下は資料です。

虐待の類型

① 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること



②性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること
障害者にわいせつな行為をさせること



③心理的虐待

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の、障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



【このほかにも】
他の人の前でばかにされる
仲間はずれにされる
「おやつ抜き」などの罰がある
など

④ 経済的虐待

障害者から不当に財産上の利益を得ること



【このほかにも】
給料から知らないお金が引かれている
自分の携帯電話を他人が使っている
自分の通帳を見せてもらえない
など

⑤ 放棄・放置 (ネグレクト)

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等

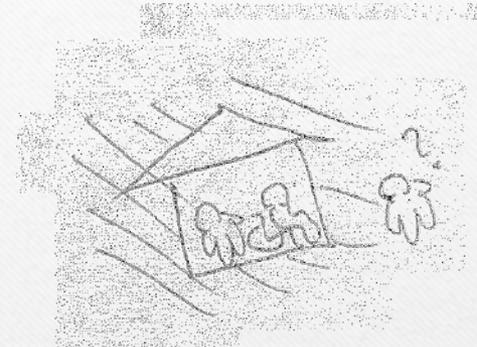
①②③の行為と同様の行為の放置等

※ネグレクトとはほったらかしにするという意味です。



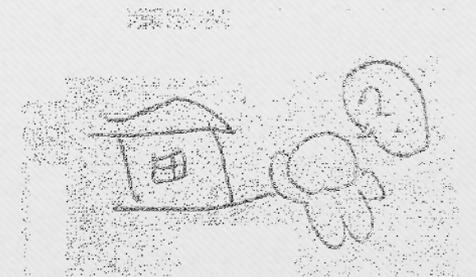
虐待が起こりやすい構造

- 家庭内という密室性



- 施設や事業所は人目にふれにくい状況
→ 特殊な空間や習性が形成されやすい

- 連続性の錯覚・慣れと感覚のまひ



虐待が発見されにくいのは...

- (本人・家族)「学びとった無力感」
「どうせいっても無駄」と、最初から諦めてしまう
- 自分がされていることの意味がわからない
- 本人が嫌と言っても、そのSOSを受け止められていないことがある(家族や職員が)
- 本来は本人を護る人(家族や職員)が、加害者になっている

こんなことが虐待！虐待の芽を摘む！

- 殴る蹴る、頭を叩く
- ご飯を食べさせない
- 「あほ」「ぼけ」と言う
- 他の人の前で排泄介助をする
- 鍵をかけて自由に出られないようにする
- 裸の写真を撮る

こんなことは虐待？！

- 「あとでね」「ちょっと待って」と返事をするが後がない・・・
- 出来なかったことに対し、きつく注意をする
- 無理やり車に乗ってもらおう(移動時)
- 約束を守れなかった時に、他の行動を制限する
- 他人の支援に「おかしいな」と思っても気づかないふりをする
- 利用者の前での職員同士のうわさ話をし、利用者を放ったまま

どこからが虐待？



どこからが虐待？ → 線引きは支援者側の理屈 なので
「不適切？」と思ったら
今の支援がどうなのか？と点検するきっかけに

「虐待」、「不適切支援」の見極め

- ・見極めるポイントは、

養護者や施設従事者の力で、強制的に障害者の表面的な行動だけを変えようとしていないかどうか。

- ・暴力・・・叩くことで行動を変える。
- ・過度に叱る・・・恐怖で行動を変える。

} 虐待

- ・罰を与える⇔ご褒美を与える・・・心理的に支配して行動を変える。
- ・無視をする⇔過度に関わる・・・心理的に支配して行動を変える。

→本人にとって必要な支援か？

周りの都合ではないか？

チームで判断しているか？

障害者の行動を力づくで変える



障害者自身が自分で変わっていける支援をする

それが何によって阻まれているのか多面的に理解することが大切。

→そのためにはアセスメントが重要。

本人の発達や障害に合わない支援をしていたら、不適切支援です。

事例1

Aさんはいつも他人に唾を吐いたり、カバンや靴を投げたり周りの人を叩くという問題行動がみられる。

その日も送迎車の中で他の利用者に殴りかかろうとし、添乗していた職員が止めに入ることがあった。

施設に到着し、添乗職員が重度の利用者の介助をしている間に、Aさんが送迎車の出口に向かい、運転席から立ち上がった運転手Bさんをビンタした。叩かれたBさんは反射的にAさんのほほを叩き返してしまった。

施設長からの聞き取りにBさんは、「あの時は叩かれてびっくりして手が出てしまったが、Aさんも叩かれた痛みが分かれば、他の利用者を叩かなくなるのでは。指導としてはAさんにとっても必要だったと思う。」と返答した。

事例2

両親と3人暮らしの知的障害のあるCさんはA型事業所に通所している。

Cさんは一人暮らしを希望しており、少しずつではあるが一人暮らしのためのお金も貯まってきた。

ある日、相談支援専門員のD相談員はCさんとの面談で「お金が無くなったので一人暮らしできない。」と聞かされた。理由を聞くと、Cさんは「父親が勝手に通帳を持って行ってお金を使ったり、母親がお金がないと泣きついてくるので渡した。だからもうお金がない。」と答えた。さらに、家賃や光熱費が支払えないと言われ、消費者金融から借金して渡しているとのことだった。

2022年度

発達障害児者支援にかかるコンサルテーション事業について

1 事業の趣旨

発達障害児者を支援・教育或いは雇用する事業所・機関に、センターの職員を派遣して、支援・教育対応スキルの向上と発達障害児者の生活の質の向上を目的として、共にその方法を検討するという事業を実施してまいりました。

特に近年は、実施方法に関しまして、より幅広いニーズにお応えできるように、年度途中からのご相談にも応じられるように形を変更し、より多くの支援者の方からご相談をいただきました。

引き続き、より多くの方にご活用いただけるよう、日頃のご相談の中でご希望があった場合などに当事業をご提案させていただく形で実施していこうと思っております。

昨今、発達障害に関しての理解が広がりつつある状況の中で、今後も発達障害のある方が自己実現できる環境を検討する機会を創るために、より多くの機会を増やしていければと考えておりますので、今後もセンター機能を活用して頂けますようお願いいたします。

2 ご利用方法

センターへ直接お電話下さい。

「コンサルテーションの申し込み希望」ということで、事業所名と・連絡先・お困りの内容或いは実施したい学習会の概要などについてお伝えください。

後日担当から連絡いたします。打ち合わせ日の日程調整をします。

(機関コンサルテーション事業の性質上、担当の方だけでなく職場の主任さんや管理者の方等もご同席いただくことが必要と考えておりますのでご理解下さい。)

※ 昨年度にコンサルテーション事業を利用されていた事業所さんには、既に今年度のご希望を伺っておりますので、ご利用申込されているとみなして進めさせていただきます。

3 打ち合わせの内容（別紙参照ください）

お問い合わせ・申込先）滋賀県発達障害者支援センター（南部センター）

〒525-0072 草津市笠山8丁目5-130

TEL：077-561-2522

FAX：077-502-2489

受付担当：前田・宇野

【コンサルテーション申込書】

事業所名・学校名	
事業種別	
派遣先 と連絡方法	住所： TEL： FAX： MAIL：
ご担当者名	
打ち合わせで聴き 取らせていただき、 決定する内容	① 事業所で発達障害児・者の支援について課題と感じてお られること、又は、スキルアップしたい内容 ② 目標・目的 ③ 実施形態と内容 ④ 事業所内での共有の仕方
参加予定者（人数）	
必要な回数と 日程	※管理的立場の方もご参加いただけるように調整をお願いいたします
備 考	